平成２３年（フ）第７４７号
東京都府中市小柳町４丁目３番地の５
破産者　小野島洋子
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第８４１４号
大阪市生野区小路１丁目２番17号
破産者　株式会社熊田建工
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１３４１号
大阪市西淀川区花川２丁目11番12号
破産者　益田プレス工業株式会社
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０７８号
大阪市北区梅田１丁目３番１―200号
破産者　ゼルフィーノ株式会社
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３６６号
大阪市中央区船場中央３丁目３番９―Ｂ184号
破産者　株式会社丸加ユニフオーム
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３７５号
大阪市住之江区粉浜西２丁目８番19号
破産者　有限会社幸陽建設
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２号
佐賀県唐津市西大島町８番２号、商業登記簿上の本店所在地佐賀県唐津市二タ子３丁目211番地１、217番地１
破産者　有限会社土橋建設
1　決定年月日　平成23年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第１８８３号
東京都港区高輪４丁目８番11号
破産者　エイゾン株式会社
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１９３８号
横浜市鶴見区鶴見中央４丁目43番10―906号
破産者　有限会社スポーツライフサービス
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０８０号
横浜市瀬谷区阿久和西４丁目11番地５
破産者　有限会社アーク
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１４号
福井市照手３丁目８番７号
破産者　有限会社湊建設
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
福井市板垣３丁目1330番
破産者　有限会社福と味
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８８号
大阪市北区堂山町３番３号日本生命梅田ビル
破産者　株式会社さらさや
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２６号
兵庫県明石市中朝霧丘２―10、登記簿上の本店所在地神戸市西区伊川谷町有瀬605番地の２　プレステージ西神戸ＩＶ506号
破産者　有限会社開栄興商
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
山口市陶1167番地
破産者　企業組合山口木材加工
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４２５号
北九州市門司区大字吉志1980番地の６
破産者　有限会社雅ネットサービス
1　決定年月日　平成23年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１１号
山形県新庄市東谷地田町５番地の６　大忠アパート５号
破産者　星川　盛一
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第３９号
山形県最上郡金山町大字山崎字三枝1346番地
破産者　佐藤　重吉
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１８６６号
埼玉県北足立郡伊奈町学園２丁目128番地ホンダマンション103、破産手続開始決定時の住所さいたま市中央区新中里３丁目16番21号
破産者　田中　巳義
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１８６７号
埼玉県北足立郡伊奈町学園２丁目128番地ホンダマンション103、破産手続開始決定時の住所さいたま市中央区新中里３丁目16番21号
破産者　田中　経子
1　決定年月日　平成23年11月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係